

杉並区商店街補助金における消費税の取扱いについての確認書

所在地
商店街名
代表者氏名

杉並区商店街補助金における消費税の取扱いについて、下記のとおり提出します。

記

- 1 消費税の取扱い（いずれか1つを選択） 【 1 】
- ① 消費税の確定申告義務がない
 - ② 簡易課税制度を適用する事業者である
 - ③ ①・②に該当しない
- 2 項番1で③を選択した場合の交付申請書における消費税の取扱い（いずれか1つを選択） 【 2 】
- ① 当該年度における全ての補助対象額に消費税額を含めないで申請額を算出
 - ② 【 1 】にかかる補助対象額のみ消費税を含めないで申請額を算出
 - ③ 補助対象額に消費税額を含めて申請額を算出し、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した際に、当該仕入控除税額の全額又は一部を返還する
 - ④ その他 【 1 】
- 3 決算月 【 12 】月
- 4 確定申告月（項番1で②または③を選択した場合のみ記入） 【 12 】月申告

(注) 項番1で①を選択した場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る決算書や、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」等、消費税の確定申告義務がないことを確認できる資料を添付すること。

(注) 項番1で②を選択した場合は、消費税の申告を行ったとき、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）を提出すること。

(注) 項番1で③を選択した場合は、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したとき、速やかに報告すること。